

# 日本における固定資産の減損会計と契約支援機能

——条件付保守主義の観点に基づく一考察——

山下 知 晃\*

## I はじめに——本稿の問題意識と検討課題

本稿は「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、「減損会計基準」という）の意義と限界を契約支援機能の観点から考察することを目的としている<sup>1)</sup>。一般的に、財務会計は大きく分けて2つの機能，すなわち，意思決定支援機能と契約支援機能を果たしていると理解されている（たとえば，須田 [2001] など）。これまで「減損会計基準」の有用性については，主として，意思決定支援機能（投資者の意思決定に有用な会計情報を提供し，証券市場における効率的な取引を促進する会計の機能）の観点からの検討が行われてきた（たとえば，米山 [2008] など）。しかしながら，「減損会計基準」の契約支援機能（契約の監視と履行を促進し，契約当事者の利害対立を減少させ，エイジェンシー費用を削減する会計の機能）への役立ちについては，意思決定支援機能の観点に基づく議論に比べ十分な検討が加えられているとは言い難い。

そして，先行研究の中には，会計処理を行うために経営者の将来キャッシュフローの見積りに強く依存することになる減損会計の導入は，利益の質を高めるところか，これまで財務会計が果たしてきた経営者に対するコントロール機能（契約支援機能の一部）を損なっている可能性があるとは指摘しているものもある（岡部

[2004]）。以上の点を踏まえ，本稿では意思決定支援機能からではなく，契約支援機能の観点から「減損会計基準」の意義を検討するとともに，その限界についても検討する。

とはいえ，契約支援機能といってもその内容は多岐にわたるため，本稿でその全てを扱うことは難しい<sup>2)</sup>。そこで，本稿では経営者（エイジェント）と株主（プリンシパル）の間のエイジェンシー問題に絞った検討を行う<sup>3)</sup>。すなわち，「減損会計基準」が株主の観点から経営者の投資行動をモニターする上でどのような意義をもっているかに注目する。

上述の検討課題に取り組むにあたり，本稿では会計上の保守主義（conservatism）に注目している。具体的には，保守主義が経営者の投資行動に及ぼす影響を検討している先行研究の議論を手がかりに考察を行っている。最近では理論的にも実証的にも保守主義の経済的機能に強い関心が向けられ，数多くの研究が行われているが，現在の実証研究では会計上の保守主義を「条件付保守主義」（conditional conservatism）と「無条件保守主義」（unconditional conservatism）の2つに分類することが多くなっている（たとえば，Beaver and Ryan [2005] など）。条件付保守主義とは，十分に不利な状況が生じた場合に簿価を切り下げ一方で，有利な事象が生じても簿価を切り上げないような会計処理を意味しており，無条件保守主義は，研究開発費の一括費用計上のように，事後的に生じる（検証が難しい）事象とは無関係に行われる保守的な会計処理のことを表している。前者の条件付

受付日 2013年9月3日，受理日 2013年12月12日

\* 京都大学大学院経済学研究科博士後期課程

保守主義は、Ball [2001], Watts [2003], ならびに Ball and Shivakumar [2005] 以来、債務契約や報酬契約における役割が強調され、様々な分析が行われている。そこでの議論や得られた知見は「減損会計基準」が財務会計の契約支援機能に及ぼす影響を理解する上で示唆に富むものとなっている。

そこで本稿では、条件付保守主義が経営者の投資意思決定をどのように改善し得るかについて検討した後、「減損会計基準」と条件付保守主義の関係を確認した上で、当該基準によって財務会計の契約支援機能を改善し得るかどうかを考察している。そして、「減損会計基準」が経営者の投資行動に対する規律付けを与える役割を果たし、財務会計の契約支援機能を高めうることを指摘する。ただし、固定資産の減損処理は経営者の将来キャッシュフローの推定に依存した会計処理を行う必要があり、経営者による裁量の余地も大きい。そのため、経営者が恣意的な減損損失の認識・測定を行うことによって、必ずしも「減損会計基準」が経営者の投資行動に対して規律を与える役割を果たさない可能性もある。また、経営者が自信過剰になっており、過度に楽観的な見通しをもっている場合にも、同様の問題が生じることが予想される。本稿ではこれらの点についても検討を行い、「減損会計基準」の限界についても明らかにする。

本稿では先行研究の議論や実証的知見を整理し、それを援用しながら、財務会計の契約支援機能の観点に基づいて「減損会計基準」の意義について考察を行っている点に貢献がある。また、「減損会計基準」の限界についても利益マネジメントの観点、ならびに経営者の自信過剰(楽観主義)の観点から考察を行っている点も貢献として挙げることができる。

本稿の構成は次の通りである。第Ⅱ節では「減損会計基準」が財務会計の契約支援機能に与える影響を検討するに当たり、本稿が依拠する先行研究(特に、前述の Ball [2001], Watts

[2003], Ball and Shivakumar [2005]) の議論を整理する。この節では、まず「条件付保守主義」という概念について明らかにし、その上で、それがどのように経営者の投資行動を規律付けるかについて検討する。第Ⅲ節では、本稿で検討の対象となっている「減損会計基準」の概要を示した後、第Ⅱ節を踏まえて、条件付保守主義と「減損会計基準」の関係について述べる。その上で、契約支援機能の観点からみた「減損会計基準」の意義を検討する。第Ⅳ節では、(1)利益マネジメントの観点、(2)経営者の自信過剰(楽観主義)の観点から「減損会計基準」の限界について明らかにする。最後に本稿の議論の総括し、研究の限界について述べる。

## Ⅱ 条件付保守主義が契約支援機能に与える影響

本稿の目的は「減損会計基準」が財務会計の契約支援機能に与える影響を検討することである。財務会計は様々な形で契約支援機能を果たしていると考えられるが、本稿では契約支援機能の中でも経営者と株主の利害対立に伴って生じるエイジェンシー費用を削減する機能に注目する。特に最近の実証研究には会計上の保守主義、中でも「条件付保守主義」が経営者の投資行動をモニターする上でどのような役割を果たしているかに注目しているものがある。本稿では、そのような先行研究の議論を援用して「減損会計基準」の意義を契約支援機能の観点から考察する。そのための準備として、まず、「条件付保守主義」の概念を説明し、それが経営者と株主の間の利害対立をどのように緩和し得るかを述べる。

### 1 条件付保守主義の概念について

Basu [1997] の研究以来、会計上の保守主義に関する膨大な実証研究が行われてきた。Beaver and Ryan [2005] は保守主義を「平均的

に、市場価値に対して純資産の簿価を過小に評価すること」(p. 269)と定義している。現在の実証研究では、この保守主義を「無条件保守主義」と「条件付保守主義」に区別した上で分析を行うことが多い。前者は研究開発支出の一括費用計上や有形固定資産の加速償却に代表されるように、事前における(ex ante)、すなわち、事後的に生じる検証困難な事象の発生からは独立して行われる保守主義のことをいう。後者については、棚卸資産の低価法や本稿の考察対象である固定資産の減損処理に代表されるように、事後的に生じた事象に依存して行われる保守主義を意味している。あるいは、条件付保守主義とは、十分に不利な状況が発生した場合に簿価を切り下げ一方、有利な状況下でも簿価を切り上げない会計手続きだといえる(Beaver and Ryan [2005]; Ryan [2006]; Qiang [2007])。

現在の保守主義に関する実証研究の嚆矢となったBasu [1997]は保守主義を「財務諸表上でバッド・ニュース〔経済的損失の発生、すなわち、期待キャッシュフローの低下に関する情報〕よりもグッド・ニュース〔経済的利益の発生、すなわち、期待キャッシュフローの増加に関する情報〕に対してより高い水準の検証可能性を求める会計専門家(accountant)の傾向」<sup>4)</sup>(p. 4)を表すものと解釈し、「利益はグッド・ニュースよりも早くバッド・ニュースを反映する」(Ibid, p. 4)としている。その結果、「一般的に、未実現の損失は未実現の利益よりも早く認識される」(Ibid, p. 4)ことになり、「この認識に関する非対称性は利益の適時性および持続性に関して、バッド・ニュースとグッド・ニュースの期間におけるシステムティックな違いを導くことになる」(Ibid, p. 4)としている。Basu [1997]が述べる保守主義は利益の非対称な適時性(earnings asymmetric timeliness)ともいわれ、これは上述の2つの保守主義のうち、条件付保守主義と同じものである(Ball and Shi-

vakumar [2005])。

Ball [2001]やBall and Shivakumar [2005]は条件付保守主義、特にグッド・ニュースと比較して、バッド・ニュースをより適時的に会計上認識する仕組みに注目している。そして、なぜそのような仕組が財務報告システムを利害関係者間の契約を効率的なものとする上で不可欠なものとするのかを考察し、報酬契約や債務契約といった契約支援機能の観点から条件付保守主義の経済的意義を説明している。以下では、これらの議論を取り上げ、条件付保守主義がどのような契約支援機能を果たすのかについて検討を行う。ただし、以下では、契約支援機能全般について述べることはせず、経営者と株主の間に生じる利害対立にのみ注目し、経営者に適切な投資行動を行うインセンティブを付与する上で条件付保守主義がどのような役割を果たすのかを検討する。

## 2 条件付保守主義と経営者の投資行動に対する規律付け

財務会計は様々な利害関係者によって様々な目的のために用いられている。その1つが、コーポレート・ガバナンスにおける財務会計情報の利用である(Bushman and Smith [2001]; Holthausen and Watts [2001]; Watts [2003]; Armstrong et al. [2010])。本稿では経営者と株主間のエイジェンシー問題に注目しているが、後述するように、(情報の非対称性の存在によって)エイジェントである経営者がプリンシパルである株主にとって望ましくない投資行動をとる可能性がある。このようなエイジェンシー問題を抑制し、経営者と株主の利害を一致させるための手段として、モニタリング・システム(たとえば、会計制度)ならびにインセンティブ・システム(たとえば、業績連動型報酬制度)が設計されることになる。財務会計情報はそれらのモニタリング・システムやインセンティブ・システムの中で利用され、経営者と株

主の間の利害対立を調整する上で重要な役割を果たしている(岡部[1993][1994];須田[2000];乙政[2004];Bushman and Smith [2001];Armstrong et al. [2010];Kothari et al. [2010]など)。

最近の実証研究では上述の条件付保守主義が株主と経営者の間の利害対立を緩和する機能を果たしていることが論じられている(LaFond and Roychowdhury [2008]など)。それらの研究のいくつかは、条件付保守主義が、(i)投資プロジェクトの選択段階において効率的投資意思決定を行うインセンティブを経営者に付与するとともに、(ii)経営者が行った投資意思決定に対する事後的なモニタリングを促進する上で重要な役割を果たしていることを報告している(García Lara et al. [2010]; Ahmed and Duellman [2011]; Srivastava et al. [2011])。そこで、以下では条件付保守主義が経営者の投資行動にどのように影響を及ぼすかについて検討を行う<sup>5)</sup>。

#### 条件付保守主義が経営者の投資行動に与える影響(1)——事前の観点

まず、経営者が投資プロジェクトを選択する段階において、条件付保守主義がどのように経営者の投資行動を規律付けるかに注目する。経営者は時として企業価値を高めるのではなく、むしろ企業価値を犠牲にして、自分自身の効用を高めるような(しかし、企業価値を損なうような)プロジェクト(たとえば、無駄に豪華なオフィスや工場の建設や採算を度外視した買取など)に着手する可能性がある(Jensen [1986])。しかしながら、将来において収益性が低下した投資プロジェクトに生じた経済的損失を会計上適時的に認識し、報告しなければならない場合、合理的な経営者は投資プロジェクトを選択する段階で負のNPV(Net Present Value, 純現在価値)しかもたない(ただし、経営者個人の効用を高めることになる)プロジェ

クトへの投資を抑制するように、あるいは、より慎重に投資プロジェクトの選択を行うよう動機づけられると考えられる。なぜならば、もし、そのようなプロジェクトに投資を行い、当該プロジェクトが採算に合わないものであることが後になって明らかになったとすれば、その投資の失敗を会計上の損失として認識しなければならない、そのような損失の計上が経営者報酬の減少や評判の低下につながる可能性があるためである。

以上のように、経済的損失を適時的に認識するよう会計ルールによって求められることは、事前において、つまり、投資の開始以前におけるプロジェクトの選択において、効率的な投資プロジェクトの選択を行うように経営者を動機づけることにつながる。条件付保守主義はこのような形で経営者と株主との間に生じるエイジェンシー問題を緩和することになると考えられる。

#### 条件付保守主義が経営者の投資行動に与える影響(2)——事後の観点

次に、すでに経営者が投資を実施している段階に注目する。会計上の利益が経営者の報酬に結び付けられていたり、投資の失敗を会計上報告せざるをえなくなることによって経営者の評判が傷つけられたりするならば、適時的な損失の認識によって報酬のカットや解雇あるいは評判や名声の低下に伴うコストが経営者の側に生じることになる。このような場合、経営者が経済的損失を会計上適時的に認識せずに済ませることができるとすれば<sup>6)</sup>、投資プロジェクトを実行した経営者の在職期間中にそのプロジェクトに関わる経済的損失の発生が報告されなくなる恐れがある<sup>7)</sup>。その場合、当該損失の計上を契機とした経営者報酬の減額、名声や評判の低下、あるいは、強制的な経営者交代を通じて現職の経営者に対してペナルティを与えることが困難になる。さらに、失敗した投資が継続され

問題が対処されないまま損失が拡大することになると、株主がその損害を被ることになるとともに、現職の経営者が退任した後の新しい経営者にまで投資の失敗の影響が繰り延べられることにもなる<sup>8)</sup>。

そこで、投資の失敗（経済的損失の発生）が明らかになった段階で、それを会計上認識するよう会計ルールの中で要求することにより、当該損失がより適時的に計上され、利害関係者<sup>9)</sup>は損失が拡大する前に、収益性が低下している投資や失敗した経営戦略の変更・効率化を経営者に対して促すことが可能となる<sup>10)</sup>。また、そのような損失の計上を通じてペナルティを受けることになる経営者は、投資プロジェクトの適切な維持管理を行うよう動機づけられる。このようにして、適時的に損失の認識を求める会計ルールは経営者と株主の間のエイジェンシー問題を緩和させる役割を果たすことが期待される。

以上の点についてはこれまで十分な実証研究が行われてこなかったが、最近になっていくつかの実証研究による検証が行われている（Francis and Martin [2010]; García Lara et al. [2010]; Ahmed and Duellman [2011]; Srivastava et al. [2011]; Kravet [2012]）。これらの研究は本節で検討したように、条件付保守主義が、①投資プロジェクトの選択の段階において（Francis and Martin [2010]）、②プロジェクト開始後の段階で（Srivastava et al. [2011]）、経営者の投資行動に規律を与え、過剰投資を抑制することで、株主と経営者の間の利害対立を緩和していることを示している。

本節を締めくくるにあたり、ここまで検討した内容を簡単に要約しておく。本節ではまず、保守主義の2つのタイプについて説明した。その上で、条件付保守主義が契約支援機能、特に経営者と株主の間の利害対立に伴うエイジェンシー費用をどのように減少させるかについて説

明した。条件付保守主義のもとでは経済的損失が会計上、早期に認識されることになるため、それによって、経営者の投資行動が①投資プロジェクトの選択時点において（事前において）、ならびに②投資プロジェクト開始後において（事後において）規律付けられることになる。そして、この主張と整合的な結果が実証研究によって報告されている点を指摘した。

### Ⅲ 「減損会計基準」が経営者の投資行動に与える影響

本節では、まず「減損会計基準」の概要を示し、当該基準と前節で議論した条件付保守主義との関係について説明する。続いて、「減損会計基準」が導入された背景を確認することで、日本において「減損会計基準」が財務会計の契約支援機能に及ぼす影響を検討する。ただし、ここでも前節同様、株主と経営者の間に生じる利害対立にのみ注目した議論を行う。加えて、日本における株式所有構造・ガバナンス構造の変化に注目した上で、契約支援機能の観点からみた「減損会計基準」の意義を明らかにする。

#### 1 「減損会計基準」の概要

「減損会計基準」は、収益性の低下により、投資原価の回収が見込めなくなった固定資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し減損損失を計上する会計処理を定めている。「減損会計基準」のもとで行われる減損損失の認識・測定ルールの概略は以下の通りである<sup>11)</sup>。

(1) 減損の兆候の把握（資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合に<sup>12)</sup>、当該資産または資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。）

(2) 減損損失の認識（減損の兆候がある資産または資産グループについて、資産または資産グ

グループから得られる割引前将来キャッシュフロー総額とその帳簿価額の比較を行い、前者が後者を下回る場合に減損損失を認識する。）

(3) 減損損失の測定（減損損失を認識することになった資産または資産グループについては、その帳簿価額を回収可能価額まで減額、当該減少額を減損損失として当期の特別損失に計上する。）

(4) 減損処理後（減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。なお、減損損失の戻入れについては容認されていない。）

## 2 条件付保守主義と「減損会計基準」

第2節で述べているように、固定資産の減損処理は条件付保守主義の典型例であるといえる（Beaver and Ryan [2005]; Roychowdhury [2010]）。実際、日本の「減損会計基準」は前節第1項冒頭で取り上げている Beaver and Ryan [2005] による条件付保守主義の説明と整合的である。すなわち、十分に不利な状況が発生したことを示す新しい情報を経営者が取得した場合（減損の兆候の把握）、減損損失の認識が行われることになる。したがって、減損処理が強制されない場合に比べ、経営者は固定資産に生じた収益性の低下を減損損失としてより適時的に会計上認識することが求められる。このように「減損会計基準」によって、投資に関する失敗についてはそれがかなりの程度確実だと分かった段階で、損益計算書上で認識され、会計利益はグッド・ニュースよりもバッド・ニュースの方（ここでは固定資産の回収可能性の低下）をより一層早く反映することになる。その結果、条件付保守主義、すなわち利益認識の非対称性が高められることになる。

さらに、「減損会計基準」では減損損失の戻入れは認められておらず（「減損会計基準」三二）<sup>13)</sup>、有利な事象が発生しても簿価を切り上げることを認められていない<sup>14)</sup>。なお、固定資産

の減損認識の判定や当該損失の測定には割引現在価値法（DCF法）が利用されるため、将来キャッシュフローの推定と割引率の選択などで経営者による主観的な判断が求められる。この意味で減損損失の会計処理に関しては、検証可能性に関するハードルが低く設定されている。以下では「減損会計基準」が条件付保守主義と整合的であることを踏まえて、契約支援機能からみた当該基準の経済的意義について議論する。

## 3 日本における減損会計に対する需要と契約支援機能の観点からみたその意義

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」、「二 会計基準整備の必要性」によれば、「減損会計基準」が必要とされた理由の1つとして、「従来、固定資産の減損に関する処理基準が明確ではなかったが、不動産をはじめ固定資産の価格や収益性が著しく低下している昨今の状況において、それらの帳簿価額が価値を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないかという疑念」が存在していたことが指摘されている<sup>15)</sup>。これはバブル崩壊後も不良資産の整理が中々進まなかった事実を反映している。すなわち、「日本では、業績が悪化しても素早く対応するよりも環境が好転するのを待って問題を先送りする企業が多く」、「会計上も減損の会計基準がないため、たとえ不動産を採算のとれない事業に使用し続けても、評価減をせず、損失を先送りすることが可能」（田中 [2001] 700 ページ）であった<sup>16)</sup>。

このような状況は、日本よりも早く減損会計基準を導入した米国の状況とは大きく異なるものであった。そもそも米国においては「経営環境の変化に素早く対応して不採算事業からの撤退や事業の転換など事業の再編成を図る動きが活発で」（田中 [2001] 699 ページ）、「減損の会計基準が設定される以前から大規模で多様な資産評価切下げ実務が行われ」（須田 [2001] 23,

24 ページ) でいた<sup>17)</sup>。この点については Zucca and Campbell [1992] や Elliott and Hanna [1996] などの研究でも指摘されている通りである。米国においてはこのような中で、固定資産の評価切下げが恣意的に行われているとの懸念が生じ<sup>18)</sup>、会計基準の設定に至ったと考えられる。米国における減損会計基準 (SFAS 121 号) の設定は「企業の事業再編戦略から減損会計実務の普及へ、そして減損会計基準の設定へ」(田中 [2001] 700 ページ) という過程であったといえる。

日米の「減損会計基準」の導入の背景 (当該基準が必要とされた理由) を比較してみると、日本においては当該基準の導入によって、条件付保守主義 (すなわち、利益認識の非対称性) が高まることになると考えられる。したがって、固定資産に生じた減損を将来に繰り延べることなく、減損損失として損益計算書上でより適時的に認識しなければならなくなることは、前節で検討したように、経営者の投資行動に対するモニタリングを改善することによって、財務会計の契約支援機能を高める可能性がある。すなわち、①経営者は投資プロジェクトの選択段階でより慎重に選択を行うよう動機づけられることになり、②投資プロジェクトを遂行している段階においても、より一層の厳密な採算管理を行うように動機づけられることになる (辻山編 [2004])。そして、③投資の失敗が明らかになり、減損損失が計上されることになった場合に、当該損失の計上がきっかけになって株主などの利害関係者から失敗した投資プロジェクトの清算や戦略の転換を行うよう圧力がかけられることになる<sup>19)</sup>。このような形で経営者の投資行動に対して規律付けを与えることにより、「減損会計基準」は過剰投資を巡る経営者と株主の間のエイジェンシー問題を解消する上で重要な役割を果たすことになると考えられる。

#### 4 コーポレート・ガバナンス構造の変容と「減損会計基準」

ここまでは先行研究の議論を援用することにより、過剰投資問題を巡る経営者と株主の間のエイジェンシー問題を抑制することを通じて、「減損会計基準」が財務会計の契約支援機能を高めうる点を指摘した。これまでは「減損会計基準」が投資の失敗を損失が実現するよりも早期に会計上認識することを求めている点、すなわち、当該基準の認識ルールに注目して議論を進めてきた。しかしながら、条件付保守主義の程度に影響を及ぼすと考えられる要因として見逃すことができない別の要因がある。それはコーポレート・ガバナンスの構造である。

ここでコーポレート・ガバナンス注目する理由は次の通りである。多くの先行研究が示しているように、会計情報の特性は企業のコーポレート・ガバナンス構造によって左右される<sup>20)</sup>。これは財務会計情報がコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるためのインプットであるばかりではなく、会計情報それ自体がコーポレート・ガバナンスのプロセスによって作り出されるアウトプットであると考えれば自然なことだといえよう (Sloan [2001])。会計情報の特性とコーポレート・ガバナンスの関係を分析した研究は多数存在するが、中でも Garcia Lara et al. [2009] はコーポレート・ガバナンスと企業レベルの財務報告の保守性が補完的な関係にあることを示した。この結果は本稿で対象としている「減損会計基準」の適用に関してもコーポレート・ガバナンス構造が影響を及ぼす可能性があることを示唆している。

日本におけるコーポレート・ガバナンスの有様は従来のメインバンク関係、株式相互持合い、内部昇進者からなる取締役会によって特徴付けられてきた (宮島 [2011])。特にメインバンクは設備投資、企業買収、公開市場における資金調達などの計画について事前に情報を入手し、借手である企業の行動計画をチェックすること

によって企業の経営活動をモニターし、コントロールすることができる（岡部 [2009]）<sup>21)</sup>。このメインバンクによるモニタリングは貸手（メインバンク）と借手（企業）との間の取引関係の中で行われるものであり、資本市場の明示的な価格メカニズムに即して行われる企業のガバナンス・メカニズムとは大きく異なるといえるであろう（花崎・堀内 [2005]）<sup>22)</sup>。

上述のようなメインバンク関係に基づくコーポレート・ガバナンスに表れているように、日本においては情報作成者（企業・経営者）と情報利用者（ステーク・ホルダー、先ほどの例ではメインバンク）の間の情報の非対称性は公表財務諸表を含めた開示情報によって解消されるというよりも、インフォーマルな情報チャネルから内部情報へアクセスすることを通じて解消されると考えられる（岡部 [1993]；山地他 [1994]；Ball et al. [2000]）。したがって、先行研究では、日本において条件付保守主義に対する需要はそれほど大きくはないと予想されており、実際にそのような実証的な証拠が提示されている（たとえば、Ball et al. [2000] など）。

しかしながら、そのような日本企業のコーポレート・ガバナンスの特徴は1990年代半ばまでに徐々に多様化し、1997年の銀行危機を転機として大きく変容することとなった（宮島 [2011]）。1980年前後から始まる金融市場の規制緩和・自由化によってメインバンク関係が後退することになり<sup>23)</sup>、1997年の銀行危機によって銀行・事業法人間の相互持合い関係の解消が進むとともに、内外（特に、海外）機関投資家の株式所有が著しく増大することになった（宮島・新田 [2011]）。株式市場における外国人投資家の存在感は高まり、株価形成に重要な影響を及ぼし、企業の投資プロジェクトの評価において重要な役割を負うようになってきている。宮島・新田 [2011] によれば、海外投資家の銘柄選択にはバイアスが存在し、必ずしも上場企業の成長可能性を的確に評価するという、事前

の意味での外部モニターとしては機能していない可能性があるものの、海外投資家による株式所有は積極的なモニタリング行動（企業経営に対する発言、議決権行使）を通じて、経営効率の改善のために経営者の努力水準の引き上げ、取締役会の改革、適切な経営・組織戦略の再編を促す役割を果たすようになってきている。

このように、かつて日本企業のコーポレート・ガバナンスの特徴とされていたものが変化し、株主（先ほどの宮島・新田 [2011]）を踏まえれば、特に、海外機関投資家・資本市場がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす役割が大きくなるにつれて、資本市場に対して財務的透明性を高めるために、開示される会計情報の役割が重要視されるようになってきたといえる。日本企業のガバナンス構造が変化する中で、経営者の投資行動をより効果的にモニタリングする上で、経済的損失をより早い段階で適時的に会計上認識することを求める条件付保守主義の役割も大きなものとなると考えられる。したがって、条件付保守主義を高めることになる「減損会計基準」は経営者の投資行動を規律付け、エイジェンシー問題を緩和する上で重要な意義をもっているといえるであろう。

#### IV 「減損会計基準」の限界

前節までで、条件付保守主義の議論に基づき、「減損会計基準」が経営者の投資行動に規律を与えることによって、経営者と株主の間のエイジェンシー問題を緩和し、その結果、財務会計の契約支援機能を高めている可能性があることを明らかにした。しかしながら、前節までの議論とは異なり、「減損会計基準」が経営者の投資行動を適切に規律付けることは（少なくとも簡単には）できないという可能性は存在しないのであろうか。本節ではそのような可能性についても検討を行い、契約支援機能に関して「減損会計基準」にどのような限界が存在するかを明



らかにする。

### 1 利益マネジメントの観点

固定資産の減損処理は、経営者による将来キャッシュフローの見積りに大きく依存した会計処理が必要とされている。したがって、どのようにその信頼性を担保するのかといった点が重要な問題点として存在している（今福 [2009]）。実際、日本企業を対象としたいくつかの実証研究は経営者が「減損会計基準」のもとで、減損損失の認識・測定を恣意的に行っているか否かに関する検証を行っている（たとえば、榎本 [2008]；大日方・岡田 [2008]；胡・車戸 [2012] など）<sup>24)</sup>。それらの研究は「減損会計基準」の裁量の余地を利用して、経営者がビッグ・バス会計（榎本 [2008]；大日方・岡田 [2008]；胡・車戸 [2012]）や利益平準化（大日方・岡田 [2008]；胡・車戸 [2012]）を行っていることを示す証拠を報告している<sup>25)</sup>。この結果は米国企業を対象とした実証結果とも整合的なものとなっている（Riedl [2004]）<sup>26)</sup>。

先行研究で得られたこれらの証拠は経営者が「減損会計基準」のもとで裁量的な減損損失の認識・測定を行い、機会主義的な利益マネジメント<sup>27)</sup>を行っていることを示している可能性がある。経営者が減損損失を機会主義的に計上する（たとえば、ビッグ・バス会計）ことができるならば、経営者が自らにとって都合のよい利益のパターン（たとえば、V字回復の演出のように利益を実態以上に良くみせる）を作り出すことが容易になり、会計利益が経営者の期間的な業績を適切に反映しなくなる懸念される（石川 [2001]；Penman [2011]）。このような場合には「減損会計基準」によって財務会計の契約支援機能が高まらないどころか、より悪いことに、財務会計に期待されるそのような機能が損なわれる可能性すらあるであろう（岡部 [1998] [2004]）<sup>28)</sup>。

### 2 経営者の自信過剰・楽観主義の観点

会計分野における最近の実証研究では、経営者の過度に楽観的なバイアスが財務報告に及ぼす影響に注目した分析が行われている（たとえば、Scharnd and Zechman [2012]；Ahmad and Duellman [2013] など）。Ahmed and Duellman [2013] は「経営者の見積もりは保守的会計を適用する上で重要な役割を果たす。

（中略）自信過剰な経営者は企業のプロジェクトからの将来リターンを過大評価する。したがって、現在のプロジェクトから生じる将来キャッシュフローに対する正のショックが生じる確率やその大きさを過大評価し、キャッシュフローに対するネガティブな、または不利なショックについては過小評価する。現在のプロジェクトないし資産からの将来リターンまたはキャッシュフローを過大評価することは、経営者の会計上の意思決定に関して少なくとも2つの含意をもっている。まず、それは経営者が利益認識を加速させ、損失認識を遅らせる可能性があることを含意している。さらに、経営者が損失を認識することを選んだとしても、その損失の大きさを過小評価する可能性が高くなる」（pp. 5-6）と主張し、経営者の楽観的な見積もりが会計上の保守主義の程度を低下させると予想している。実際、Ahmad and Duellman [2013] はこの予想と整合的な結果を報告している。

すでに前節で説明しているように、固定資産の減損処理を行うためには、資産または資産グループから生じる将来キャッシュフローの見積もりや使用価値算定のための割引率の選択など経営者の主観的な判断が大きくなる。したがって、そのような経営者の判断が必要となる部分に関して、経営者が過度に楽観的な予想をもっている場合に、実際には固定資産に減損が生じているにもかかわらず、（意図的ではないにせよ）減損認識が繰り延べられることになり得る。あるいは、減損の認識がなされても、「実際に」

生じている減損損失の測定額より当該損失の金額が過少に測定される可能性が高くなる。したがって、経営者の自信過剰（楽観主義）のために、「減損会計基準」が存在しても、固定資産の減損が会計上適時的に認識されないという事態が生じることになる。このような場合、不採算事業の見直しや失敗した戦略の変更といった措置が延期され、経営上の問題がより深刻化し、株主が被る経済的損失が拡大することにつながると考えられる<sup>29)30)</sup>。

以上、本節で検討した内容を要約すると次の通りである。「減損会計基準」が経営者の将来キャッシュフローの見積りに強く依存した会計処理であるために、(1)経営者の利益マネジメント行動、そして、(2)経営者の過度に楽観的な見通しによって、適切なタイミングで減損損失が計上されなくなり、「減損会計基準」を通じて経営者の投資行動を規律付けるという機能が損なわれる可能性がある。次節では本稿の結論と限界について述べる。

## V 本稿の結論と残された課題

本稿では、「減損会計基準」が財務会計の契約支援機能にどのような影響を及ぼすかについて、条件付保守主義の議論に基づいて考察を行った。特に、今回は経営者と株主の間のエイジェンシー問題（過剰投資問題）に注目した検討を行った。その結論として、「減損会計基準」は経営者の投資行動に対する規律付けを与える役割を果たし、財務会計の契約支援機能を高めうる点を指摘した。特に日本の「減損会計基準」導入の背景や近年の日本における株式所有やコーポレート・ガバナンス構造の変化に照らして、当該基準が経営者と株主の間のエイジェンシー問題を解消する上で重要な意義をもっている点を確認した。

ただし、「減損会計基準」は、経営者による将

来キャッシュフローの推定に依存した会計処理を行う必要があり、他の会計処理に比べて経営者による主観的な判断に強く依存せざるをえない。そのために、「減損会計基準」が経営者の投資行動に規律付けを与えることには限界があることも明らかにした。以上のように、これまであまり検討されてこなかった契約支援機能の観点から「減損会計基準」の意義と限界について考察している点は本稿の貢献だといえる。

本稿では先行研究の議論や実証研究の知見を援用して、「減損会計基準」が財務会計の契約支援機能を高めうるかどうかを検討するアプローチを採用しており、本稿で考察したように、当該会計基準が経営者の投資行動を規律付けることによって、財務会計の契約支援機能を高めているのか、あるいは、第IV節で検討した限界のために、そのような結果とはなっていないのかといった点を実際のデータを用いて検証しているわけではない。本稿の検討を通じて明らかになった点を日本企業の実際のデータを用いて検証することは今後取り組むべき課題の1つである。

また、条件付保守主義の程度を決定する要因としては、株式所有構造、コーポレート・ガバナンス構造だけではなく、経営者や監査人を取り巻く訴訟環境や製品市場における競争環境といった他の要因についても考えることができる。本稿ではこれらの要因を踏まえた検討を行っていない。今後は日本の会計制度や会計実務を取り巻く種々の要因について考慮した上で、「減損会計基準」が財務会計の契約支援機能に与えている影響についてさらなる検討を行う必要がある。また、本稿では、経営者と株主の間のエイジェンシー問題にのみ注目したが、株主・経営者対債権者間の利害調整についても検討を行う必要がある。この点も今後の課題である。

## 注

- 1) 財務会計の契約支援機能はエイジェンシー理論と密接に結びついた概念である。エイジェンシー理論の概要については、Bushman and Smith [2001] や Armstrong et al. [2010] といった包括的なサーベイに加えて、岡部 [1993] [1994]、須田 [2000]、ならびに小佐野 [2001] を参照されたい(なお、エイジェンシー理論の古典的論文としては Jensen and Meckling [1976] が代表的なものである)。
- 2) 保守主義に対する需要は債務契約や報酬契約の観点からだけでなく、訴訟リスクの観点、税務の観点、そして、規制の観点からも説明がなされている (Watts [2003])。
- 3) 企業を取り巻く重要な経済主体間の利害対立の種類としては、株主と経営者の利害対立だけではなく、株主・経営者と債権者との利害対立も挙げられる。しかしながら、本稿ではできるだけ論点を絞った検討を行うために、差し当たり株主と経営者の間のエイジェンシー問題を扱うことにする。株主・経営者と債権者の間のエイジェンシー問題に関しては、別の機会に検討することとしたい。なお、草野 [2013] は債務契約の観点から保守主義の重要性を検証した実証研究をサーベイしており、この論点に関心をもつ読者はこの文献も併せて参照されたい。
- 4) [ ] は著者による補足的な説明を表している。
- 5) 以下の議論は Ball [2001] や Ball and Shivakumar [2005] を中心に、Francis and Martin [2010]、García Lara et al. [2010]、Ahmed and Duellman [2011]、そして、Srivastava et al. [2011] といった先行研究を参考にしている。以下では条件付保守主義が経営者による過剰投資問題をどのように緩和するかに絞った検討を行うことにする。ただし、条件付保守主義のもとでは、経済的損失を会計上早期に認識しなければならなくなるため、リスク回避的な経営者が NPV は正である投資プロジェクトであっても、リスクの高い投資プロジェクトを避けるようになる可能性が Roychowdhury [2010] によって指摘されている。このような指摘を踏まえ、Ma [2010] や Chang et al. [2013] など、いくつかの実証研究が条件付保守主義と過剰投資の関係を分析している。
- 6) たとえば、経済的損失をより早期に会計上認識するよう求める会計基準が存在しない場合やそのような基準が存在したとしても、適時的な損失の認識を行うよう適切に動機づけるメカニズムが欠けているために、経営者が損失の認識を上手く回避できてしまうような場合を考えることができる。
- 7) また、経営者は他の投資による利益によって損失を相殺できるようになるまで、損失の認識を遅らせようとするかもしれない (Kravet [2012] p. 6)。
- 8) 以上の議論は本節の冒頭で述べているように、経営者にとって、自分が開始した投資プロジェクトの清算は上手くいっている投資プロジェクトの継続に比べてコストが大きいと仮定されている。
- 9) Ball [2001] は、外部取締役、大株主、証券アナリストなどをそのような利害関係者として挙げている。
- 10) また、利害関係者から不採算事業からの撤退や経営戦略の変更を行うよう圧力がかけられることを見越して、経営者が積極的にプロジェクトの失敗による損失の拡大を防ぐためにそのような行動をとることも考えられる。
- 11) ここでは減損損失の認識と測定について非常に簡単な説明を行うにとどめている。したがって、資産のグルーピングや使用価値の算定方法、共用資産やのれんの取り扱いなど、より細かな内容については辻山編 [2004] などを参照されたい。
- 12) 「減損会計基準」の中では、減損の兆候として次のような事象が挙げられている(「減損会計基準」二. 1.)。①資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュフローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること、②資産または資産グループが使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生じる見込みであること、③資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること、④資産または資産グループの市場価格が著しく下落したこと。
- 13) 「減損会計基準」において減損損失の戻入れが行われない理由として、①減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識・測定することになっている点、そして、②戻入れは事務的負担を増大させることになる点が挙げられている(前文四.(3). 2)。
- 14) この点は ASC topic 360 (米国基準) の規定と同様であるが、IAS 36 号とは異なっている部分である。
- 15) 「減損会計基準」以前にも、固定資産の減損処理に

- 関する会計ルールは存在していたものの、十分に整備されているとは言い難い状況にあった。この点については岡部 [1998] も参照せよ。
- 16) 古市 [2008] も会計制度改革以前の日本基準の問題点として、「日本経済の後退やバブル経済崩壊後の資産価格の低迷等により、企業の含み益経営が行き詰まり、企業によっては有価証券や貸付金、有形固定資産を中心に多額の含み損や引当不足を抱えていた。しかしながら、これらの資産に関する当時の会計基準は取得原価評価を基本としていたため、含み損益の多寡が貸借対照表上に反映されず、利益操作（特に損失の先送り）の余地が大きいといわれていた」（58 ページ）ことを指摘している。
- 17) このような状況と SFAS 121 号設定の経緯については SFAS 121 号の Appendix A, paras. 38-46 を参照されたい。また、須田 [2001] や田中 [2002] にも簡単な言及がなされている。
- 18) 実際、SFAS121 号が設定される以前の米国企業をサンプルとした実証研究である Elliott and Shaw [1988] や Zucca and Campbell [1992] は、経営者が資産の評価切下げを恣意的に行うことによって、利益マネジメントを行っていた可能性があることを指摘している。また、Elliott and Hanna [1996] は、反復的な巨額の資産のライトオフが利益情報の価値関連性を低下させていたことを示している。
- 19) 減損損失の測定を行う際には、帳簿価額を回収可能価額まで減額することが求められている（「減損会計基準」二、3）が、売却による回収額である正味売却と使用による回収額である使用価値のいずれが高い方が回収可能価額とされる。この際に、経営者が使用価値を回収可能価額として選んだ場合、基本的には経営者は減損を認識することになった資産または資産グループについて、清算を行うよりも継続使用を行った方が良いと考えていることを利害関係者に示すことになると考えられる。そのような場合であっても利害関係者が投資プロジェクトの清算や戦略の変更を求める圧力をかけるとすれば、それは利害関係者が別の情報源からの情報に基づいて、そのような経営者の意思決定が合理的ではないと判断しているためだと考えられる。
- 20) たとえば、首藤 [2013] は経営者による機会主義的利益マネジメントに影響を与える要因としてコーポレート・ガバナンスと株式所有構造を取り上げている。また、小野 [2013] は資金調達構造やコーポレート・ガバナンス構造が経営者の会計行動にどのような影響を及ぼすかについて先行研究のレビューを行っている。また、Dechow et al. [2010] は利益の質に関する実証研究の包括的なサーベイであり、利益の質がコーポレート・ガバナンス構造によって影響を受けるという主張が既存の実証研究によって支持されていることを示している。
- 21) メインバンクによるコーポレート・ガバナンスを特徴付ける仕組みとして「状態依存ガバナンス」が挙げられることが多い。状態依存ガバナンスについては、たとえば青木 [2008] や宮島 [2005] の説明を参照されたい。
- 22) 花崎・堀内 [2005] は、銀行中心の金融システムやメインバンク関係が日本企業のガバナンスにおいて果たした役割について、通説をレビューするとともに、その通説に関して懐疑的な評価を下している。メインバンク関係に関する通説の再評価がこれまでの日本における開示制度に関する説明にどのような影響を与えるかは改めて検討してみる必要があるであろう。
- 23) ただし、宮島 [2011] の指摘によれば全ての企業に関してメインバンク関係が弱体化したわけではなく、「成長可能性が高く、負債比率の低い企業が、社債依存を継続する傾向が持続し、こうしてメインバンク関係によって特徴付けられた企業・銀行関係は、1990 年代前半には、従来の緊密な関係を弱める企業群と、依然その関係を維持する企業に分化した」（10 ページ）ことを指摘している。また、広田 [2008] は日本の大企業（三菱総合研究所の『企業経営の分析』に掲載されている企業を対象）を調査し、企業とメインバンクが今なお密接な関係を保っていることを示しているが、メインバンクの機能が企業のモニタリングやガバナンスから銀行の専門的知識・能力を生かした、企業のニーズに合うような情報・金融サービスの提供へと移ってきている点も指摘している。なお、そのような変化の背景には、資本市場の発達に伴った大企業の財務の透明性の向上があると考えられる。
- 24) 「減損会計基準」は当該基準が全面的に適用される以前に早期適用を行うことが認められていた。早期適用を行った企業群をサンプルとして経営者の利益マネジメントの有無を調査した研究としては、たとえば、榎本 [2007] や木村 [2007] を挙げることができる。
- 25) ただし、胡・車戸 [2012] は負債比率（または財務制限条項の有無）と減損損失の間に正の関係があ

ることを発見している。業者たちはこの結果を、経営者が財務制限条項への抵触を避けるために減損損失の計上を回避する行動をとっているのではなく、むしろ、債権者の保守的会計情報への需要を満たすように会計手続き選択を行っているとして解釈している。この点は以下に述べる条件付保守主義の観点と関連していると考えられるが、すでに述べているように、本稿では株主と経営者間の利害対立にのみ焦点を絞っているため、これ以上の立ち入った議論は行わないことにする。

- 26) なお、米国市場を対象とした実証研究であるが、Riedl [2004] は SFAS 121 号の導入が財務報告の質を高めたかどうかを検証し、興味深い実証結果を報告している。その結果によれば、SFAS 121 号のもとで行われた減損処理は企業の経済的実態を反映しているというよりも、ビッグ・バス会計、すなわち、経営者の機会主義的会計行動と関連しているという。この結果から、Riedl [2004] は FASB の意図しているところとは異なり、SFAS 121 号の導入後も経営者は資産の評価切下げに関係した裁量の余地を恣意的に用いており、財務報告の質は当該基準の導入によって逆に低くなっていると結論付けている。
- 27) もちろん、経営者は会計基準で認められた裁量の余地を機会主義的利益マネジメントにのみ用いるわけではない。経営者がそれを自身が有する私的情報を外部へ伝達するために利用することも考えられる。この点については、たとえば、Healy and Wahlen [1999] を参照されたい。
- 28) 本稿は契約支援機能に注目しているが、経営者の恣意的な減損損失の計上が意思決定支援機能を歪める可能性もある (Dechow and Ge [2006] や Penman [2011] などを参照されたい)。
- 29) なお、コーポレートファイナンス分野のサーベイである Stein [2003] は次のような興味深い指摘を行っている。「コーポレートファイナンス周辺において、自信過剰が真剣に取り扱われる一つの要因は、他のエイジェンシー問題と比較した場合、改善手段に対し相対的に影響を受けないようにみえるためである。自信過剰な経営者は、たとえ客観的な外部の視点からは会社の価値を損ねていると映るものであっても、株主を代表して好意的に行動していると、自分自身では考える。そのため、自信過剰と関連した歪みは、仮に経営者により強力なインセンティブ契約を与えたとしても、たやすく解消されることはないのである」(Stein [2003] pp. 125-126, 邦訳 136

ページ)。

- 30) 株主は株式売却を通じた「退出 (exit)」によって損失回避行動をとる可能性があるが (岡部 [1993])、本稿ではこの点に関する検討は行っていない。この点は本稿の課題の 1 つである。

## 参考文献

- Ahmed, A. S. and S. Duellman [2011] "Evidence on the Role of Accounting Conservatism in Monitoring Managers' Investment Decisions," *Accounting and Finance*, 51(3), pp. 609-633.
- and — [2013] "Managerial Overconfidence and Accounting Conservatism," *Journal of Accounting Research*, 51(1), pp. 1-30.
- Armstrong, C. S., W. R. Guay, and J. P. Weber [2010] "The Role of Information and Financial Reporting in Corporate Governance and Debt Contracting," *Journal of Accounting and Economics*, 50(2), pp. 179-234.
- Ball, R. [2001] "Infrastructure Requirement for an Economically Efficient System of Public Financial Reporting and Disclosure," *Brookings-Wharton Papers on Financial Services*, pp. 127-169.
- Ball, R., S. P. Kothari, and A. Robin [2000] "The Effect of International Institutional Factors on Properties of Accounting Earnings," *Journal of Accounting and Economics*, 29(1), pp. 1-51.
- Ball, R. and L. Shivakumar [2005] "Earnings Quality in UK Private Firms: Comparative Loss Recognition Timeliness," *Journal of Accounting and Economics*, 39(1), pp. 83-128.
- Basu, S. [1997] "The Conservatism Principle and the Asymmetric Timeliness of Earnings," *Journal of Accounting and Economics*, 24(1), pp. 3-37.
- Beaver, W. H. and S. G. Ryan [2005] "Conditional and Unconditional Conservatism: Concepts and Modeling," *Review of Accounting Studies*, 10(2-3), pp. 269-309.
- Bushman, R. M. and A. J. Smith [2001] "Financial Accounting Information and Corporate Governance," *Journal of Accounting and Economics*, 32(1-3), pp. 237-333.
- Chang, X., G. Hilary, J. K. Kang, and W. Zhang [2013] "Does Accounting Conservatism Impede Corpo-

- rate Innovation ?” Working Paper.
- Dechow, P. M. and W. Ge [2006] “The Persistence of Earnings and Cash Flows and the Role of Special Items: Implications for the Accrual Anomaly,” *Review of Accounting Studies*, 11 (2-3), pp. 253-296.
- , — and C. Schrand [2010] “Understanding Earnings Quality: A Review of the Proxies, Their Determinants and Their Concepts,” *Journal of Accounting and Economics*, 50 (2-3), pp. 344-401.
- Elliott, J. A. and J. D. Hanna [1996] “Repeated Accounting Write-offs and the Information Content of Earnings,” *Journal of Accounting Research*, 34, pp. 135-155.
- and W. H. Shaw [1988] “Write-offs as Accounting Procedures to Manage Perceptions,” *Journal of Accounting Research*, 26 (supplement), pp. 91-119.
- Francis, J. R. and X. Martin [2010] “Acquisition Profitability and Timely Loss Recognition,” *Journal of Accounting and Economics*, 49 (1), pp. 161-178.
- García Lara, J., B. García Osma, and F. Penalva [2009] “Accounting Conservatism and Corporate Governance,” *Review of Accounting Studies*, 14 (1), pp. 161-201.
- , —, and — [2010] “Conditional Conservatism and Firm Investment Efficiency,” Working Paper.
- Healy, P. M. and J. M. Wahlen [1999] “A Review of the Earnings Management Literature and Its Implications for Standard Setting,” *Accounting Horizons*, 13 (4), pp. 365-383.
- Holthausen, R. W. and R. L. Watts [2001] “The Relevance of the Value-Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting,” *Journal of Accounting and Economics*, 31 (1), pp. 3-75.
- Jensen, M. C. [1986] “Agency Costs of Free Cash Flow, Corporate Finance, and Takeovers,” *American Economic Review*, 76 (2), pp. 323-329.
- and W. H. Meckling [1976] “Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure,” *Journal of Financial Economics*, 3 (4), pp. 305-360.
- Kothari, S. P., K. Ramanna and D. J. Skinner [2010] “Implications for GAAP from an Analysis of Positive Research in Accounting,” *Journal of Accounting and Economics*, 50 (2), pp. 246-286.
- Kravet, T. [2012] “Accounting Conservatism and Managerial Risk-Taking: Corporate Acquisitions,” Working Paper.
- LaFond, R. and S. Roychowdhury [2008] “Managerial Ownership and Accounting Conservatism,” *Journal of Accounting Research*, 46 (1), pp. 101-135.
- Ma, T. [2010] “Accounting Conservatism and Corporate Investment,” Working Paper.
- Penman, S. H. [2011] *Accounting for Value*, New York: Columbia University Press.
- Qiang, X. [2007] “The Effects of Contracting, Litigation, Regulation, and Tax Costs on Conditional and Unconditional Conservatism: Cross-Sectional Evidence at the Firm Level,” *Accounting Review*, 82 (3), pp. 759-796.
- Riedl, E. J. [2004] “An Examination of Long-lived Asset Impairments,” *Accounting Review*, 79 (3), pp. 823-852.
- Roychowdhury, S. [2010] “Discussion of ‘Acquisition Profitability and Timely Loss Recognition’ by J. Francis and X. Martin.” *Journal of Accounting and Economics*, 49 (1), pp. 179-183.
- Ryan, S. G. [2006] “Identifying Conditional Conservatism,” *European Accounting Review*, 15 (4), pp. 511-525.
- Schrand, C. M. and S. L. C. Zechman [2012] “Executive Overconfidence and the Slippery Slope to Financial Misreporting,” *Journal of Accounting and Economics*, 53 (1), pp. 311-329.
- Sloam, R. G. [2001] “Financial Accounting and Corporate Governance: A Discussion,” *Journal of Accounting and Economics*, 32 (1-3), pp. 335-347.
- Srivastava, A., S. Tse, and S. Sunder [2011] “Timely Loss Recognition and the Early Termination of Unprofitable Projects,” Working Paper.
- Stein, J. C. [2003] “Agency, Information and Corporate Investment,” *Handbook of the Economics of Finance*, 1, pp. 111-165. (砂川伸幸訳 [2006] 「エージェンシー、情報、そして企業の投資」加藤英明監訳『金融経済学ハンドブック1』第2章所収、丸善)。
- Watts, R. L. [2003] “Conservatism in Accounting Part

- I: Explanations and Implications,” *Accounting Horizons*, 17(3), pp. 207-221.
- Zucca, L. J. and D. R. Campbell [1992] “A Closure Look at Discretionary Writedowns of Impaired Assets,” *Accounting Horizons*, 6(3), pp. 30-41.
- 青木昌彦 [2008] 『比較制度分析序説 経済システムの進化と多元性』講談社。
- 石川純治 [2001] 「減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第 53 巻第 11 号, 4-14 ページ。
- 今福愛志 [2009] 『企業統治の会計学』中央経済社。
- 榎本正博 [2007] 「減損会計基準の適用における利益マネジメント—早期適用企業を用いた分析—」『管理会計学』第 15 巻第 2 号, 41-56 ページ。
- [2008] 「減損会計基準の適用時期の選択と経営者の会計行動に関する実証分析」『会計プロGRESS』第 9 号, 23-38 ページ。
- 岡部孝好 [1993] 『会計情報システム選択論〔増補〕』中央経済社。
- [1994] 『会計報告の理論』森山書店。
- [1998] 「価値損傷損失の会計と日本企業の裁量行動 (一)」『会計』第 154 巻第 5 号, 655-666 ページ。
- [2004] 「20 世紀型利益測定モデルの継承と発展—会計理論研究の新たな方向の模索」『会計』第 165 巻第 1 号, 1-19 ページ。
- [2009] 『最新会計学のコア〔三訂版〕』森山書店。
- 小佐野広 [2001] 『コーポレートガバナンスの経済学』日本経済新聞社。
- 乙政正太 [2004] 『利害調整メカニズムと会計情報』森山書店。
- 小野武美 [2013] 「資金調達・コーポレートガバナンスと会計情報」伊藤邦雄・桜井久勝編『体系現代会計学第 3 巻 会計情報の有用性』第 9 章所収, 中央経済社。
- 大日方隆・岡田隆子 [2008] 「減損計上企業の会計行動」『経済学論集』第 74 巻第 1 号, 2-75 ページ。
- 企業会計審議会 [2002] 「固定資産の減損に係る会計基準設定に関する意見書」。
- 木村晃久 [2007] 「減損会計基準の早期適用による利益マネジメント—基準設定主体が早期適用を設けた趣旨は達成されたか—」『産業経理』第 67 巻第 2 号, 122-129 ページ。
- 草野真樹 [2013] 「公正価値評価の拡大と会計の契約支援機能」IMES Discussion Paper Series, 2013-J-9。
- 胡丹・車戸祐介 [2012] 「日本における減損会計の実証分析」『会計プロGRESS』第 13 号, 43-58 ページ。
- 首藤昭信 [2010] 『日本企業の利益調整—理論と実証』中央経済社。
- [2013] 「利益調整の動機と手法」伊藤邦雄・桜井久勝編著『体系現代会計学第 3 巻 会計情報の有用性』第 7 章所収, 中央経済社。
- 須田一幸 [2000] 『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房。
- [2001] 「減損会計の実務と情報内容」『会計プロGRESS』第 2 号, 23-35 ページ。
- 田中建二 [2001] 「資産と負債の会計学(2)減損会計再考—配分思考から減損思考へ—」『企業会計』第 53 巻第 5 号, 695-701 ページ。
- [2002] 「減損会計基準導入の背景」『証券アナリストジャーナル』第 40 巻第 9 号, 49-57 ページ。
- 辻山栄子編 [2004] 『逐条解説 減損会計基準〔第 2 版〕』中央経済社。
- 花崎正晴・堀内昭義 [2005] 「日本の金融システムは効率的だったか?」伊丹敬之・藤本隆宏・伊藤秀史・沼上幹編著『リーディングス 日本の企業システム第 II 期第 2 巻 企業とガバナンス』第 6 章所収, 有斐閣。
- 広田真一 [2008] 「日本のメインバンク関係: モニタリングからリスクヘッジへ」RIETI Discussion Paper Series, 09-J-023。
- 古市峰子 [2008] 「会計制度改革の成果と課題—この 10 年を振り返って—」『金融研究』第 27 巻第 3 号, 53-90 ページ。
- 宮島英昭 [2005] 「状態依存ガバナンスの進化と変容—経営者交代・外部役員派遣からのアプローチ」伊丹敬之・藤本隆宏・伊藤秀史・沼上幹編『リーディングス日本の企業システム第 II 期第 2 巻 企業とガバナンス』第 7 章所収, 有斐閣。
- [2011] 「日本の企業統治の進化をいかにとらえるか」宮島英昭編『日本の企業統治—その再設計と競争力の回復に向けて—』序章所収, 東洋経済新報社。
- ・新田啓祐 [2011] 「株式所有構造の多様化とその帰結」宮島英昭編『日本の企業統治—その再設計と競争力の回復に向けて—』第 2 章所収, 東洋経済新報社。
- 山地秀俊・鈴木一水・梶原晃・松本祥尚 [1994] 『日本的企業会計の形成過程』中央経済社。
- 米山正樹 [2008] 『会計基準の整合性分析—実証研究との接点を求めて—』中央経済社。